

平成25年度事業報告（法人本部）

1. はじめに

措置費制度から支援費制度、障害者自立支援法へと、障がい者を取り巻く制度や状況がめまぐるしく変化していく中、平成25年4月の障害者総合支援法施行を受け、更なる法人運営の強化が求められてきました。知的障がいのある方々の地域生活の実現と一般企業で働くための継続支援を主軸とし、高齢者や障がい児・者の在宅生活継続のための社会資源の一つとして、「地域支援」に特化した法人運営を行っております。法人設立及び事業開始から2年半を経て、理事会及び法人本部機能の強化と各事業運営の安定、地域ネットワークの構築、職員育成等の計画を掲げ、制度に振り回されること無く、「住み慣れた街で、働き・暮らし・笑っていたい」と願う利用者一人一人の思いを具現化すべく、事業展開をしております。

2. 法人組織 ～理事会・評議員会及び監事監査の開催～

年4回の理事会・評議員会を開催し、各議案について審議して頂きました。開催日等については、下表の通りとなっております。また、処遇・会計の状況について、理事会・評議員会開催月を基本とし、年4回の法人内監事監査を実施し、法人の財産状況や運営状況について確認して頂きました。

	日時/会場	主な議案	役員の出席状況		
			理事	監事	評議員
第1回	平成25年5月25日(土) 15:00~16:30 札幌サンプラザ (3階桜の間)	報告事項 理事長専決事項報告 議案第1号 平成24年度事業報告について 議案第2号 平成24年度決算報告について 議案第3号 監事監査報告について 議案第4号 定款変更について 議案第5号 いどむの定員変更について 議案第6号 運営規程の改定について	6	3	12
第2回	平成25年8月3日(土) 15:00~16:30 札幌サンプラザ (3階松の間)	報告事項 処遇・会計監事監査結果報告について 議案第1号 諸規程の改定について 議案第2号 役員等の任期満了に伴う改選について	6	3	11
第3回	平成25年12月7日(土) 17:00~18:00 札幌サンプラザ (3階松の間)	報告事項 平成25年度札幌市指導監査及び実地指導について 報告事項 監事監査結果報告について 議案第1号 平成25年度第1次補正予算案について 議案第2号 運営規程の改定について 議案第3号 新規ホーム開設に伴う状況報告	5	2	11
第4回	平成26年3月15日(土) 15:00~16:30 札幌サンプラザ (3階松の間)	報告事項 監事監査結果報告について 議案第1号 平成26年度事業計画について 議案第2号 平成26年度資金収支予算書について 議案第3号 虐待防止規程の制定について 議案第4号 就業規則の改定について 議案第5号 運営規程の改定について 議案第6号 職員行動規範の制定について	5	2	10

3. 事業運営

多機能型自立訓練(生活訓練)事業への移行後、平成 25 年 7 月に宿泊型自立訓練(生活訓練)事業の定員を 10 名から 12 名としたことで、様々な事情を抱えた中途利用・緊急利用等のニーズへの対応が可能となり、利用増となっております。また、日中活動の自立訓練(生活訓練)事業も 6 名の利用があり、現状は運営安定につながっております。就労移行支援事業に関しては、今後に向けてなお一層の新規利用者獲得等に向けた努力が必要となります。

また、居宅介護事業、老人デイサービス事業においても、認知度が高まるにつれて利用者数の増加となり、前年度に比べ安定した運営状況となっております。

地域での暮らしの柱となるグループホーム・ケアホームについては、平成 25 年 12 月にオルゴール(定員 10 名)の新規開設となり、わたの木(定員 53 名)は、新たなスタートを歩み始めました。スプリンクラーの設置等、消防法・建築基準法の縛りを受け、今後の地域展開に大きく影響を及ぼすことは否めませんが、制度等に振り回されることなく「地域での暮らし」を支援し続ける事業展開を継続していきます。

4. 本年度の重点施策

(1)長期展望に基づく経営基盤及び経営組織の強化

本年 8 月、2 年の任期満了に伴う法人役員の選任があり、4 月に逝去された比舗進評議員を除く全役員の皆様に留任頂く運びとなりました。また、設立当初 3 名としていた監事の定数を 2 名としております。法人役員を始め関係諸機関から、法人運営に関する様々な情報や的確な提案事項を頂き、法人の基盤作りを行った今年度となりました。各事業の母体となる法人運営を安定させることが、今後の事業展開に必要不可欠となります。

(2)事業の定着化

訪問介護・介護予防訪問介護事業の開設後、地域包括支援センターを始め、関係諸機関やケアマネージャーへの周知を行ってきた結果、少しずつですが利用者の確保につながっております。しかし介護保険事業を包括的に行っている法人が大半であるため、一法人で完結するサービス提供を行っている事業所からの紹介は難しいのが現状です。

自立訓練(生活訓練)事業・就労移行支援事業についても、高等養護学校卒業後の進路として就労継続 A 型・B 型事業所が中心となってきていることから、新規利用者の確保につながらない状況は否めません。既存事業の利用者確保・定着は、法人運営の基盤安定の視点からも、次年度に向け更なる検討が必要となってきます。

(3)利用者サービスの向上とコンプライアンス(法令遵守)の徹底

各事業とも、利用者個々人の課題や目標、就労状況や生活環境等、一人一人のニーズに即した個別支援計画を作成しサービス提供を行うことが出来るよう、適切なアセスメントの実施を心掛け、本人との面談時間を増やすなどの工夫を行ってきました。また、障害者虐待防止法の施行に伴い、障害者虐待防止規程の制定を行っております。

(4) 人事管理の充実

職員の業務に対する志気の高揚、人材育成、職員の資質向上を目的とした職員研修を充実させるべく、各事業ごとに内部研修を実施しております。外部研修についても、研修会事務局を担当した研修会も含め、都度職員派遣を行っております。

5. 地域ネットワークの構築と強化

平成9年(札幌この実会の時代)から現在の地(西区二十四軒)に根を張り、地域との関係づくりを行ってきたこともあり、NIKORIとしての認知度は高く、町内会や地域住民との交流から「にっこりサロン(ふれあい・いきいきサロン:札幌市社会福祉協議会補助事業)」が誕生しています。地域住民の方が命名した「にっこりサロン」は、毎月第二日曜日、町内会関係者を始め町内に暮らす高齢者の方々が集まり、口腔体操やレクリエーション活動を行っております。

また、にっこりサロンとNIKORIの合同開催行事として、年2回秋のコンサート(ウインドアンサンブル・アマチュアバンド)を企画し、近隣住民の方々に足を運んで頂く機会となりました。地域住民のつながりが希薄になっていると言われる現代社会において、開かれた社会福祉法人として地域に広く認識されることは、地域を拓く第一歩につながると信じ、次年度も地域ネットワーク作りを強化する必要があります。

6. 職員技能及び専門性の向上

今年度においても、各事業ごとの企画に基づき、内部研修を実施しました。接遇マナー、障害者雇用、障害者虐待防止法、障害者総合支援法の改正ポイント等、日常の業務に直接関連する事柄を取り上げることで、職員一人一人の意識向上に努めました。また、外部研修についても、研修会事務局を担当した研修会も含め職員派遣を行っております。研修報告を充実させ職員間で情報を共有することにより、一人一人のスキルアップを目的として実施致しました。

7. 広報活動の充実及び賛助会の検討

年度当初、機関紙とホームページ制作を予定していましたが、予算等の関係上実施にまで踏み切るには至っていないのが現状です。社会に広く認知される開かれた社会福祉法人を目指し、早い段階での情報開示を目標に、次年度以降の検討課題となります。また、賛助会の発足についても、地域社会への理解を求める活動も含めて、今後も引き続き検討していくことと致しました。

① センター24 事業報告 骨子

【通所介護・介護予防通所介護事業】

社会福祉法人N I K O R Iのセンター24としてスタートしてから一年以上が経過し、平成25年度から小規模型通所介護へ戻しての運営となった。

利用者からは、大規模よりも小規模のところで細かな支援を受けたいと望む家族が多く、利用者数は前年を上回ることができた。

ただ認知症の利用者も多く、さまざまな対応が必要になってまいりましたが、介護予防と個別ケアを中心に“利用者が何を求めているか”に主眼を置き、さまざまなプログラムを提供し、前期は「運動を中心としたグループ」と「趣味を中心としたグループ」に分け活動を行った。

レクリエーションは、外出を中心に、春の花見から始まり北海道神宮、動物園など例年の行事を実施した。またミニ外出として喫茶店や白い恋人パークなどを追加し、さらに12月のクリスマス週間には、保育園との交流以外に手品・オカリナ・歌謡ショーのボランティアを依頼し、楽しいひとときを過ごした。

さまざまなニーズに答えることで、デイサービスの役割を明確にし、人との交流や心身のリフレッシュ、個々に沿ったリハビリ運動、脳の機能訓練でADL及び生活意欲の向上につながるよう努めた。

今後ともニーズに沿った支援ができるよう、さまざまなプログラムを企画する予定である。運営実績として、利用登録者（平成26年3月31日現在）は要介護者34名、介護予防者17名の合計51名で、延利用人数は3,758名の利用となった。

【介護予防と個別ケア】

日常生活動作訓練として転倒予防体操、指の運動、口腔体操、脳トレなどをより積極的に取り入れた。集団体操は、西区で開発した「エコロコやまベエ誰でも体操」を導入し、立っても座ってもできる様にDVDを見ながら実施している。

BGMはクラシック、軽音楽を常に流し、落ちついた雰囲気ややすらぎ感を演出した。また、月2回のカラオケはカラオケボックスに出かけ、懐かしい歌謡曲をみんなで歌い、若い頃の自分に帰って楽しむことができた。

女性利用者の特技である料理活動として、お好み焼き・たこ焼き・チョコレートなど男性を交えての活動を行った。

個別ケアとしては、送迎時の早い迎え、遅い送りなどの配慮を行ったり、体力的に長時間利用ができない方への短時間利用など可能な限り利用者の要望に答えた。

【生活相談】

独居の利用者が、今までできていた食事の準備や服薬などが徐々にできなくなってきたケースが散見されたので、薬管理の援助、ご家族やケアマネージャーへの情報提供を蜜に実施した。

また奥様の入院で一人生活ができないとの相談を受けてのショートステイ先の紹介や新規ケアマネの紹介など、内容も多岐に渡った。さらに生肉を食べたが、どうしたらよいかなどの相談もあった。

【職員の質の向上】

毎月職員会議で討論できるように、各自が目標と達成状況を発表し、自己啓発できるようにした。さらに事務業務の見直しを行い、短時間で記録が書けるよう様式の変更、ノロウイルス、看護判断の疾病に関する検討会などを行なった。

② いどむ / いどむⅡ 事業報告 骨子

- 多機能型自立訓練（生活訓練）事業
【宿泊型自立訓練（生活訓練） / 自立訓練（生活訓練） / 就労移行支援】

< はじめに >

平成 23 年 10 月より社会福祉法人 NIKORII において、宿泊型自立訓練(生活訓練)事業を開始した【いどむ】は、地域生活への確実な移行・実現 及び 一般就労の定着・継続するための支援を中心に行ってきました。これまで、宿泊型自立訓練(生活訓練)事業の定員を 10 名として運営してきましたが、平成 25 年 7 月の定員増により 12 名と変更したことで、様々な事情を抱えた中途利用・緊急利用等のニーズを受け入れることが可能になりました。

高等養護学校卒業後すぐに一般就労に結び付かない方々の受け皿として、【いどむⅡ】自立訓練(生活訓練)事業[定員 6 名]及び就労移行支援事業[定員 6 名]を併設し、日中活動の場の提供を通して地域生活に向けた支援と就労に結び付ける支援を行うことを目的に、多機能型事業所として試行錯誤しながら新たな取り組みを図って参りました。

◎ いどむ(宿泊型自立訓練(生活訓練)事業)

【いどむ】において利用者の就労状況は、平成 25 年度新規利用者 9 名のうち高等養護学校新卒者 6 名。6 名のうち 4 月より即雇用は 2 名、職場適応訓練制度を活用(4~9 月)した 4 名中 3 名は 10 月より雇用に結びつくことができました。中途利用の女性 1 名は【いどむⅡ】を利用しております。また、【いどむ】を終了し、共同生活援助事業(介護サービス包括型)〈わたの木〉の利用を開始した方が男女 1 名ずつです。男性 1 名、女性 3 名が利用終了し在宅生活、アパート自活へ移行しました。平成 26 年度は高等養護学校を卒業した 4 名(男性 3 名・女性 1 名)の方が、新たな目標を持って利用を開始しています。

25 年度においては高等養護学校と連携を図りながら、新規利用者の職場訪問に重点を置いて取り組みました。利用者の作業状況の確認、課題等の明確化・解決への調整、職場との相互理解に繋がっております。職場でのルールや約束を守り、社会人としての自覚を養うことで、厳しい社会情勢・労働条件下での雇用に耐え必要とされる一人の職業人となることを目標に支援して参りました。利用者の熱き思いを汲み取り、地域での暮らしを目指す訓練機関としての役割を果たすため検討と実践を重ねてきました。今後も創意工夫しながら前進していきたいと考えております。

“一般企業で働き・地域で暮らしたい”という願いを具現化するため、一人ひとりの段階に合わせた支援を行い、ナイトテーリングやナッツミーティング等を通し、実際に「地域の暮らし」を垣間見ることで、自己目標や課題、意識の向上・継続に繋がり成果がみられました。有期限での利用の中、自分が「できること」「できないこと」を自己認知し、しっかりと自分と向き合うよう促し、それを個別支援計画に反映させ、利用者・支援者がともに働き暮らし続けるという共通認識を持って定期的な見直しを重ねながら地域移行をして参りました。

◎ いどむⅡ(就労移行支援事業・自立訓練(生活訓練)事業)

地域での暮らしを継続するための支援が必要な一人一人に対し、的確な支援を展開し、さらに一般就労を希望しながらも準備が整わない方への支援メニューも準備しながら実践して参りました。

平成 25 年度は利用定員が増え、6 名の方が自立訓練(生活訓練)事業を利用されました。しかしながら、就労移行支援事業については利用がなく、今年度においてもより一層の努力を行い、利用定員を満たし、地域に必要とされる活動を展開していきたいと思っております。また、今年度利用期限終了を迎える利用者があり、次のステップの検討等状況にあった様々な選択肢を提供できるよう、関係諸機関との連携や協力を強化し進めていきたいと考えております。

③ みんな・み～な 事業報告 骨子

【居宅介護／重度訪問介護／行動援護／移動支援事業】

【訪問介護・介護予防訪問介護事業】

今年度は、社会福祉法人NIKORIとして事業を開始してから2年半が経過しました。訪問介護サービス、居宅介護等サービス双方を行い、多様な利用者の多様なサービスに従事することで、利用者は1人1人「個人」であり、同じサービス内容、同じ障がい名、同じ疾病を抱えていても全く異なる人であり、個々として対応することが必要だという思いを新たにす一年となりました。

居宅介護等事業及び札幌市移動支援事業

今年度はこれまで中心だった外出支援から身体介護や家事援助のサービスが増え、身体介護の技術などがより要求される状況となりました。サービスの内容も多岐に渡り、同じヘルパーが不登校の小学生への支援を行う一方で難病を持つ高齢障がい者の方への通院支援を行うなど、全く異なる視点、全く異なる対応を必要とされました。今後も継続的な支援技術の研鑽が課題です。運営面においては、新規利用者を受け入れる余地を作ることが出来ず、サービス内容とヘルパー派遣の再調整が課題です。

訪問介護事業及び介護予防訪問介護事業

今年度は、これまでコンスタントにあった居宅介護支援事業所からの新規利用の依頼が増えず、利用者の入所や移転によってサービス利用が中止になるなど利用者の減少もありました。新規利用者獲得に向けて、関係事業所の訪問をより積極的に行うなど次年度への課題の残る状況となりました。しかし、サービス提供に関しては事業運営2年を経て手探り状態を脱し、利用者や担当ケアマネージャーに事業所側からサービス内容について提案を行うなど、積極的なサービス提供を行うことが出来ました。

制度外サービス事業

大掛かりな清掃、大型ゴミの処理、訪問介護における院内介助等、利用者の生活にとって不可欠であっても制度では行うことの出来ないサービスを行い、利用者の要望に応えることが出来ました。制度外サービスを行うことにより、制度の枠を越えて、どの様に工夫すれば利用者のニーズに応じることが出来るかを考える余地が生まれ、利用者の想いに寄り添うことが出来ました。

サービス提供体制の整備

男性ヘルパーが行動援護に従事できるようになったことで、サービス提供の幅が広がり、利用の増加に繋がりました。しかし一方で訪問介護事業においては圧倒的に女性ヘルパーへの要望が強いことから、訪問介護サービスにおける女性ヘルパーの派遣、また定期的で時間が固定したサービスが増加したことにより、障がい者の方々への長時間の外出支援を新規で受け入れる余裕を作ることが出来ず課題が残りました。しかし、訪問介護、居宅介護サービス双方に各スタッフが従事することにより、幅広い視野や接遇のあり方など学ぶことが出来ました。

④ わたの木 事業報告 骨子

【共同生活介護・共同生活援助一体型事業】

〈はじめに〉

平成 25 年 4 月に障害者総合支援法が施行されました。平成 26 年 4 月のグループホームの一元化にむけ、確定事項が少ない中、職員個々の制度への理解を深め、各役所や他事業所と正確・綿密な連絡調整を行うなど、移行に伴う混乱が生じないよう、準備を行ってまいりました。

一方で、地域で生活する利用者においては、「暮らしのマナー」「整容・清掃」「他者とのコミュニケーション」「健康(食生活・暮らしのリズム・加齢等)」等、身につけるべき・改善すべき課題があり、各々に応じた支援が求められています。皆が「住みなれた街で、働き、暮らし、笑って」暮らすことのできるよう、日々努力が必要と感じております。

「わたの木」(定員 51 名、12 月より 53 名へ変更)は、年間で新規利用契約 5 名(男性 3 名女性 2 名)、契約終了 4 名(女性 4 名)でした。また、12 月より、新規の物件として「オルゴール」(1 ユニット 5 名×2 計 10 名)の指定を受けました。新築の賃貸物件で、1 階はバリアフリーとなっており、今後の利用者の高齢化や多様な障害特性に対応した物件として、様々な事例に対応可能な物件となっております。それに伴いグループ 606(定員 3 名)・グループはな(定員 3 名)が閉鎖となりました。

◎ 職場関係

雇用において、8 月に自己都合による失職が 1 名おり、現在は当法人の自立訓練(生活訓練)事業を活用し、新たな就労にむけて、取り組んで参りました。他の利用者においては、安定して雇用を継続させて頂いておりますが、中には、就労日数や 1 日の就労時間が少ないケースもあり、最低賃金減額特例許可を職場より申請された状態で雇用が継続している例も昨年に引き続き 1 例ありました。雇用形態もパート雇用が多く、労働条件に厳しい面もみられますが、そのような中で、地域生活を継続していくために、「労働→給料→生活」の関係性の理解や、「暮らし」に主眼を置いた、お金の使いかたの検討等を行い、「働く」ということへの理解を深めました。また、必要に応じて職場訪問を実施し、職場内での理解にも繋がっております。

◎ 日常生活の充実(身辺、金銭、余暇、健康管理等)

個別支援計画を作成し、モニタリング・個別支援計画の修正・個別支援計画の作成と個別支援計画作成会議を行って参りました。また、障害程度の区分認定が平成 25 年度期間中 8 名更新となり、医師の意見書作成のための受診・各自治体の認定調査への対応等行いました。計画相談についても、相談支援事業所が作成したサービス等利用計画に基づいて、より現実的な、暮らしに反映できる個別支援計画を作成するよう心掛けてまいりました。

健康管理においては、慢性疾患(高血圧・高血糖・痛風・痔等)やアレルギー性疾患が増加傾向にあり、年々定期通院(通院介助・投薬管理・治療他)が増えております。予防の徹底と同時に生活習慣の見直し等を行いながら、元気に働き続けることができるよう支援して参りました。